

第13回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和2年5月1日(金) 午後1時30分～午後3時25分

2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室

3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 5番 江頭 武寛 委員 6番 大町 朝子 委員

②第2 報告第 23号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
議案第 61号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
議案第 62号 農地法第5条転用許可後の事業計画変更承認申請について
議案第 63号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
議案第 64号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
について
報告第 24号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
報告第 25号 農地等形式変更届出について

6、農業委員会事務局職員

役職	氏名	役職	氏名
事務局長	田中 宏幸	書記	吉田 範昭
局長補佐	高田 浩平	書記	峰松 一実
書記	植松 優太		

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
	なし

7. 会議の概要

事務局	<p>只今から第13回鹿島市農業委員会定例総会を開きたいと思います。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、全員の出席を確認。)本日の出席は12名であります。次に議事録署名人の指名をします。5番江頭委員と6番大町委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目ですが、各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように簡潔に言ってください。また、議事に関するのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席して、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議・採決するときは特に指示は致しませんが、自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意してください。以上については、個々が自覚し会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願いします。では、慣例により会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。コロナの影響でこの一月ほとんどの会議が開けないようになっています。農業委員会の総会は市役所関係の会議でありますので、各委員さんの間隔を取つて開催しています。テレビもマスメディアもほとんどがコロナコロナの報道となっています。インターネットでは市内でも発生したという嘘の情報が流れているようです。ある程度落ち着くまでは感染しないように皆さんも注意をしてください。私も注意をしないといけないと思ったのは、先日コロナに感染した人の費用負担がどうなるのかを聞いたからです。ご存じないと思いますのでお知らせします。感染した方は自分の家の消毒を自己負担で行う必要があるとのことです。それに50万円かかるそうです。それに薬代は保険が利かないとのことですので、何百万円になる恐れがあるそうです。いざ感染するとそのようなことになると聞きました。流通関係にも影響が出ていまして、スーパーは開けるそうですが、経済が潤うはずのゴールデンウィーク期間中の道の駅は強制的に閉鎖が役員会で決定しました。その他にも休業要請がされるようです。いずれにしてもこの連休は人の往来を禁止するように求められ、感染拡大とならないよう求められていますので、くれぐれも注意を払っていただきますようお願いします。また、最近は農業委員会事務局の窓口へ農業を止めるとか、農地を転用するとか形状変更したいとかいう相談が増えています。そのような場合は届出をきちんとしていただき、申請どおりに実行してもらいたいと思います。農業委員会としましても、農地が荒廃していくのに対応が追いつかない状況になっていますので、農業者の要望にはできるだけ応えていきたいと思っています。本日も総会後のその他にあっせん委員の選任があります。あっせんにつきましては今後も毎月のようにあるかと思います。皆さんの協力をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは早速、審議に入ります。本日の議題は議案4件と報告3件であります。お手許の資料1頁を開いてください。報告第23号「農地法第18条第6項の規定による解約報告について」から始めていきたいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>

総会議案・説明資料の1頁から4頁をご覧ください。報告第23号について説明いたします。記載のとおり11件となっています。合計31筆で面積が31,543平米となっています。内訳は田が19筆で、17,088平米です。畑は12筆の14,455平米となっています。解約事由は双方合意による借人変更のためが5件。借人からの申し出が2件。農地法第3条申請のためが2件。農地中間管理機構で再設定のためが2件となっております。なお、借人変更となっている1番・4番・6番・7番・11番の

	めると水が浸み込んで崩落する恐れがあるためです。南側に傾斜をつけ水を流します。東西に土水路を掘って水を西に流し、既設のU字溝に流す計画に変更しました。このように変更することで斜面が崩壊する恐れを少なくしています。また法面にはネット芝を張る提案をさせていただいている。
議長	変更前と変更後について説明がありました。その資料も配布されました。変更点についてご理解いただけましたでしょうか。工事さえしっかりとやってもらえば、太陽光発電の設置に異議はないということでおろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは心配している条件の質疑をして、それが可能かの返答をいただきたいと思います。ここでの返答が出来ないこともあるかもしれません、その点については後程の回答でも構いません。質問・意見をお願いします。
3番委員	土を盛っていることに変わりはないから、その部分に水が浸み込んで崩れる可能性はゼロではないですよね。水を含むと土は重くなりますから、斜面が耐えれないこともありますよね。
参考人	水勾配を南につけることで、盛土部分に水が浸み込むのを少なくするようにしています。
3番委員	先日の雨で申請地の北西の斜面が崩れています。
参考人	そのことは私も確認しました。その部分は調整がまだ十分ではありませんでした。その他の部分は大丈夫でした。
5番委員	質問よろしいでしょうか。総会前の現地調査で現地に行き確認をしたのですが、法面の角度が素人的には立っているような気がしました。もう少し角度を寝せた方が良いのではと思いました。北の盛土部もそうですし、南の切土部もそう思いました。 また、申請地の南側に西から東へ流す溝を掘るとおっしゃいましたが、出口にあるU字溝が小さいように思いました。申請地から出てくる水がU字溝に入りきれずに溢れるのではないかと危惧しています。
参考人	法面が崩壊しないように、ネット芝を張って芝を養生することで法面保護になります。 U字溝の大きさについては流量計算をして、OKとなっています。
11番委員	ここに降った雨は何処に流れるのですか。○○の集落に流れていくのですか。
3番委員	バイパスの水管橋を通って○○の集落にも流れますし、更に東に流れて○○区にあるバイパスのアンダーパスにも流れていきます。
9番委員	切土と盛土の量は同じですか。 (参考人からそうすると返答あり。) 盛土による高低差は最大どのくらいになりますか。
参考人	隣接する北側の田との高低差は6メートル程になります。今回の工事で盛るのは2~3メートルです。
7番委員	申請地の表面はどのような処理をされますか。
参考人	地面に採石を散布します。
7番委員	雨水の流量計算は太陽光を付けた状態での計算をされていますか。それとも付けていない状態ですか。
参考人	太陽光発電のパネルには雨水は浸透しません。申請地の面積に最大144.6mm/時間の雨が降って、その93%が流れ出すという計算をして、大丈夫としています。降雨強度に使用している144.6mm/時間は高めに設定しています。
7番委員	地元の人の感覚はとっても大事だと思います。計算上で大丈夫と言っても、そこに住んでいる人の感覚を無視して欲しくないと思います。
10番委員	北側に隣接している農地は耕作されていますか。 (遊休農地ですと回答あり。) 事業変更前では北側農地と申請地は2~3メートルの高低差であったのが、変更されて高低差が6メートル程度になれば、所有者からの同意は取れているのでしょうか。
参考人	この工事を始める前の申請地の状態は草や樹木が茫茫々に生えていました。草や樹木を刈

	ってみて判ったのですが、現地との差が大きく机上で設計したようには出来ないと判断しました。当初の計画とおりに施工すると大雨時には北側に大量の雨水が流れてしまます。溝を掘って北側の農地に流さないような計画をしましたが、雨水が多くなれば溝が崩壊してしまうと地元にご迷惑をお掛けするかなど判断し、計画を変更しました。
議長	変更前の計画では溝の下流側に溜柵を設けるようにされていましたが、変更後では計算上、溜柵は必要ないとなっているのですか。
参考人	当初の計画でも溜柵自体は必要なかったのですが、水量が多くなった場合に流速が早くなれば、緩衝用として必要かもしないと思い設置するようにしました。事業変更で平坦部を作り、水の流れを逆にしました。水の流れも緩くなりますので、設置は考えていません。
議長	ただ、申請地の南側の農地は急傾斜地になっています。計算上から言えば、溜柵は必要ないということですね。 そしたら、もし法面等が崩落した場合は、誰が復旧されるのですか。
参考人	太陽光発電の管理会社が責任をもって、復旧します。ただ、瑕疵期間があります。
議長	瑕疵期間もあるとは思いますが、基本的に心配なのは盛土部がこの1~2年で崩壊した場合のことです。長期的なことを言っているではありません。農業委員会が許可を出した直後に崩落した場合の念押しをしています。この点ははっきりさせておきたいと思います。 申請地に太陽光発電の許可を出すことに対して、駄目ということにしたくはありません。
3番委員	管理会社は〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんでよろしいのでしょうか。
参考人	そうです。基本的には我が社になります。
3番委員	やはり現場からの土砂の流失は多かれ少なかれあるのではないかでしょうか。
参考人	現場が完成直後は大雨が降った場合に、土砂の流失が無いとは言えません。それでこの3人で今話しあったのですが、溜柵を設置するようにしたいと思います。場所は申請地西側の中央にしたいと思います。
議長	何か他にございますか。よろしいでしょうか。 皆さん、基本的には計算上、これで大丈夫だという事業変更計画で行きたいということです。降雨の量も通常よりもみてありますし、溜柵も設置するとのことです。申請地からの雨水を流すU字溝が途中壊れていましたので、補修をお願いします。 (了解しましたと返答あり。) 委員さんからも出ております。地元委員は特に心配されています。雨水の排水先のU字溝のサイズアップについては、出来ればよろしくお願ひしたいところです。途中の壊れた部分の補修をしてもらうことになりましたから、サイズアップについて検討もいただきたいと思います。
事務局	一つ確認させてください。もしものときの連絡先は何処に表示されますか。
参考人	現場を取り囲むフェンスに連絡先の電話番号等を表示いたします。 (参考人、退室)
議長	ちょっと心配な面もあるかと思いますが、進めさせていただきたいと思います。
4番委員	よろしいでしょうか。今日配布された資料の中の図面なのですが、切土と盛土が同量とのことでしたが、図面からは切土の部分しか確認できません。
事務局	申請人に図面を差し替えてもらうように求めたいと思います。
議長	それでは、これで採決します。賛成の方の挙手を求めます。 (挙手、多数)
議長	賛成、多数です。許可することで取り扱います。全員一致ではなかったので、整理をしておきたいと思います。 次に議案第61号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料は戻って5頁をお開きください。番号1について説明いたします。位置図の1頁も併せてご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に田になっています。登記面積は92平米です。譲受人は

	〇〇区の〇〇〇〇さん70歳、飲食業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん59歳、無職の方です。転用の目的は露店駐車場で、施設概要は4台分の駐車場40平米と通路その他52平米になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は河川、西と南は登記地目が田ですが駐車場で利用されており、登記地目の変更がされていません。北は水路を挟んで雑種地となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。番号1の説明は以上です。
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ。)
議長	正規の手続きを踏まえずに、既に駐車場としての利用がされています。ここで、担当委員の現地調査報告をしてもらいます。
1番委員	先程、議長が言われたとおり既に駐車場として利用されていますので、特に言うことはありませんが、行政書士からも現場は既に駐車場として使われているのですが署名と印鑑をお願いに来られました。そのときに伺った話では前の契約では隣接地の駐車場をしていたが、今回申請地に関する部分の契約がされていなかったので、始末書と共に転用の申請をする旨のことをおっしゃいました。その後で現地を確認に行きました。
議長	本当は農地転用申請の前に現地を基に戻してくださいと言ってもらいたかったところです。(場内、笑いあり。) 何か質問・意見はございませんか。
11番委員	登記地目はどのようにになっていますか。
事務局	田となっています。
9番委員	西と南については農地転用の手続きはしてあるものの、法務局での登記地目の変更手続きがされていないということですね。西と南の所有者は今回の譲受人の方ですか。
事務局	いいえ。西と東にある駐車場の所有者は今回の譲渡人の方です。賃貸借による契約がされているようです。農地転用の許可が昭和62年5月8日に出ています。
議長	駐車場を転用されてときに、先に農地(田)が少しだけ残るとは思われなかつたのでしょうか。隣接地との境界付近は草が茂っていましたし、枝を選定した屑が置かれていましたが、片付けられましたか。
事務局	行政書士の方を通して指導しています。
議長	他に質問・意見はございませんか。
11番委員	地目が田となっているが、実際は駐車場として利用されている場合の固定資産の課税はどうなるのでしょうか。
事務局	固定資産に関してですが、現況に応じての課税となります。登記地目が田であっても、現在駐車場として利用されていますので、雑種地という評価がされているはずです。
議長	手続きを促すような指導をするようにしましょうか。
事務局	隣接の駐車場も登記地目が田となっているので、今回まとめてちゃんとした登記にされることも行政書士の方からは伺っています。
議長	現行で早く登記地目の手続きを取ってもらうようにしましょうか。質問も無いようでしたら、採決したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、許可相当として県へ送付します。ありがとうございました。 続いて議案第63号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。3件の案件がございますが、関連性があるようです。事務局からまとめて説明をお願いします。
事務局	1番について説明いたします。総会議案・説明資料の7頁をお開きください。位置図は3頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地と同じく〇〇番地でございます。2筆共に登記地目・現況地目は田となっています。登記面積はそ

	<p>れぞれ516平米と581平米になっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん72歳、農業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん84歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止となっています。</p> <p>番号2について説明いたします。位置図は変わらず3頁となります。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に田で、登記面積は361平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん70歳、農業の方で、譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん87歳、農業の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と経営縮小となっています。</p> <p>番号3について説明いたします。位置図は4頁となります。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目は畠で、現況地目は樹園地となっています。登記面積は1,122平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん70歳、農業の方で、譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん72歳、農業の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と耕作不便となっています。</p> <p>3件ともに農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつてあるところでございます。議案第63号の説明は以上です。</p>
議長	譲受人、譲渡人の名前に同じ人が複数回出てきていますが、3人による交換ではないですね。4人の名前が出ていますから、事務局から追加補足で説明があればお願ひします。
事務局	1番と2番の農地が存在する字〇〇では現在圃場整備ではありませんが、用水路と排水路を分離する工事が市の農林水産課から発注されて行われています。国県からの補助もありますが、この工事の受益を受ける方には工事負担金が発生します。この負担金を払うことが難しい方がいらっしゃるようです。それが1番と2番の譲渡人の方のようです。その方の農地の負担金を負担できる方が購入されているようです。2番の譲受人の方はこの工事の世話をされているようで、3番については1番の農地を引き受けるから自分の農地を取つてもらうように世話人である2番の譲受人の方へ頼まれたようです。世話役されているということで責任を取られた形になっているようです。
議長	農業廃止される方の農地を買って、一方では農地を売られているというのはちょっと合点がいかない点でした。一月ずらして総会にかけられれば分からなかつたかもしれないのに。担当の〇〇委員さんにお伺いしますが、仕方ないことですよね。
担当委員	1番と2番は事務局の説明のとおり工事に伴う負担金のことでこのようになっています。3番については、譲受人の方にとつては周囲が自分のミカン園ですから集約になると思います。
議長	他に何かありますか。よろしいでしょうか。 無いようですので、3件まとめて採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。賛成全員により、許可することといたします。 次に移ります。議案第64号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用促進計画について」を議題といたします。この案件については一括して審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	次に議案第64号について説明いたします。総会議案・説明資料は8頁から24頁までとなります。この案件につきましては1議案で92件でありまして、20頁の75番から77番の3件についてはあっせんによる所有権移転です。このうち75番は所有権が今総会後に所有権が公社から買い手の方に移ることになります。76番・77番については今総会後に所有権が売り手の方から公社に移ることになります。21頁から24頁まで記載の15件については農地中間管理機構との貸借となる案件です。 1番から74番までの74件は利用権設定されている案件です。新規が24件。再設定(更新)が50件となっています。74件の利用権を設定されているうち、使用貸借権は8件です。賃貸借権が66件でございます。賃貸借権66件のうち、現金扱

	<p>いが42件、物納扱いが24件です。契約期間については、10年が15件、7年が4件、5年が44件、3年が10件、1年が1件となっています。使用貸借権が設定されている案件について説明します。今回使用貸借は8件で、11番・17番・18番・20番・26番・28番・29番・30番ですが、全て契約の更新の案件です。</p> <p>農地中間管理機構との貸借は16件でございまして、契約期間は10年が8件、9年10ヶ月が1件、5年が1件、3年が5件となっています。設定する利用権の内訳は賃貸借件の設定が13件で、使用貸借の設定は5件となっています。使用貸借となっている5件について説明します。78番・79番・86番は○○中学校付近の農地で周囲に家があつたり、不整形な農地であつたり、用水が出来ない農地になっています。84番は中山間の狭小な農地です。また、87番は不整形な農地で奥に入るほど狭くなつていて、コンバイン等がやつと入る農地の幅になつています。耕作される方は耕耘するだけで作物は作らないとのことです。議案第64号の説明は以上です。</p>
議長	使用貸借となっている案件については、それぞれの担当委員が書類を確認しOKされたものと認識しております。事務局の説明以外で補足説明することがあれば、担当地区の案件について自ら説明を加えてください。質問等も併せて受け付けますので、お願ひします。
10番委員	87番の案件は5筆中1筆だけが使用貸借となつていて、耕耘による管理だけで作付けはされないのでですか。圃場整備がされているのですよね。
担当委員	ここは所有者の家を取り囲むように田がなつていて、大型コンバインで刈り取りに入ると反転が出来ずにバックで出てこないといけない形状となっています。耕作される方は本当は作りたくないと思われているはずです。ですから、耕耘による管理と除草剤を散布するだけになると思います。機械を家のブロックにぶつけたりもするような所です。 (事務局がホワイトボードに農地の形状と幅を描いて説明。)
議長	他に質問・意見はありませんか。
9番委員	10頁の16番ですが、先月の審議で新規が使用貸借でしたので保留されていましたが、現地等の確認をして40kgの賃貸借で再度あがっています。
議長	ご苦労をかけました。ありがとうございます。
9番委員	質問を3点ほどします。20頁の73番は地目が畠となっていますが、田の間違いではないでしょうか。2点目です。74番の作物が果樹となっていますが、具体的に何を作られるか教えてください。3点目ですが、88番は報告第23号で解約して、ここに上がっていますが、解約の理由が借人変更となっています。間違いではないかもしれません、他の理由と見比べると中間管理事業で再設定のためがよろしいのではないかでしょうか。
事務局	1点目ですが、執務室で確認して報告します。(確認した結果、畠で間違いが無いことが判明。)2点目の果樹の具体的な品目ですが、恐らくミカンです。3点目ですが、委員がおっしゃるとおり中間管理事業で再設定のための表記が良いので、訂正したいと思います。それから借受予定者の住所の地番の前に甲が抜けていますので、書き加えをお願い致します。
議長	来月からしっかりとチェックをお願いします。他にありませんか。関係者の方はしばらく退出をお願いします。
	(3番、5番、8番、10番、11番委員退室)
議長	それでは採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。
	(残りの委員全員挙手)
議長	退室された以外の6名全員の賛成により、議案第64号は決定することといたします。
	(3番、5番、8番、10番、11番委員再入室)
議長	次は報告第24号「農地法第5条の規定による許可申請の取消願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案説明資料の25頁をお開きください。位置図は5頁をご覧ください。本件は平成27年11月2日の総会で審議され、使用貸借での許可を取られていました。土地の所在は大字○○字○○○○番地○でございます。登記地目は田ですが、現況地目

	は畠となっています。借受人は〇〇区の〇〇〇〇さん 32 歳、公務員の方です。貸出人は父親である〇〇区の〇〇〇〇さん 66 歳、無職の方です。転用目的は一般住宅でした。取下げ理由は子供の新居を建てる予定であったが、事情が変わり建てる必要が無くなつたためとのことです。現場につきましては造成し、建物の基礎工事までされたと聞いております。今はその基礎も取り壊されています。説明は以上です。
議 長	現地の確認に行きましたが、申請地の西の端にコンクリートを打設してありましたが、それほどどのように取り扱いますか。
事務局	貸出人の方が平成 27 年に 5 条申請をされる際に始末書を提出したと言わされましたので、調べてみたところ、その点についての始末書がありました。今回の申請に当たり再度 4 条の適用除外申請をしてもらうかどうか検討しています。
議 長	それでは整理をお願いします。何か質問・意見はございませんか。無いようですので、これで報告第 24 号を終わります。 次に進みます。報告第 25 号「農地等の形状変更届出について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	総会議案資料の 26 頁をご覧ください。位置図は 5 頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。地目は田で、面積は 324 平米でございます。届出人は所有者の〇〇〇〇さん 66 歳、〇〇区の方です。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、用水が出来なくなつたため畠として利用したいとのことでした。周囲の状況ですが、東は宅地、西と北は道路、南は宅地となっています。申請地は農振除外地となっています。地元との協議はしており、条件はなしとなっています。現地は既に柚子を 6 本植えてあります。説明は以上です。
議 長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	ここはJR線路に隣接してある県営住宅〇〇団地の北側になります。民家の裏になりますので、目立たない所になります。以前に娘の家を建てる計画をされて、着工されたようですが事情で計画が頓挫したようです。
議 長	只今の説明に対して、質問等はございませんか。 現地には柚子は植えてあるものの、まだ採石等が敷かれています。駐車場としても使用されています。畠として、きちんと整備をお願いしてください。他に無いようでしたら、採決したいと思います。賛成される方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成として扱います。 以上を持ちまして、本日提出された報告・議案についての審議を終わります。
	(午後 3 時 25 分終了)

	この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。
	令和 2 年 5 月 1 日 鹿島市農業委員会
	会長
	5 番委員
	6 番委員
	事務局長

片付け